

協議第 19 号

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 3 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

農林水産関係事業の取扱いについて

農業（農林業）振興協議会については、新町において新たに設置する。

農業関係団体への支援及び補助については、新町において調整する。

梅振興事業については、新町において引き続き実施する。
梅振興団体への補助金、組織については新町において調整する。

土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。

農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、南部町の例により調整する。

林業関係団体補助については、新町において調整する。

漁業関係団体補助については、新町において調整する。

平成 年 月 日確認